

福江空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

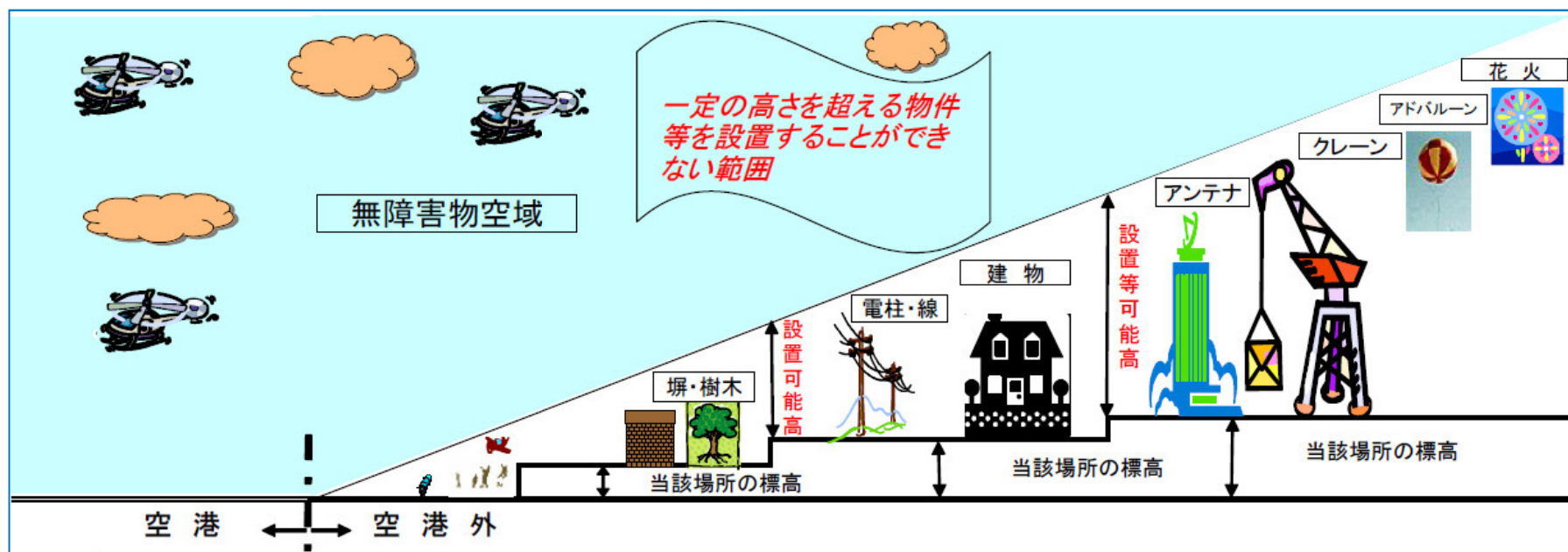
空港周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物が無い状態にしておく必要があり、一定の高さを超える物件等を設置することができません。このため、「航空法」により各空港に制限表面を設定し、その制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することは禁止されています。なお、制限表面の範囲など不明な事項については、下記担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 五島振興局 福江空港管理事務所 TEL 0959-72-2400 FAX 0959-72-2400

(参考)

物件等の中には、建築物はもとより、クレーン等の設置、無線やテレビアンテナの設置、樹木、アドバルーン、の浮揚などがあり、ラジコン機や打ち上げ花火やドローンなども対象となります。

○航空法による制限表面のイメージ



福江空港制限表面図



※国土地理院地図(電子国土Web)より引用

福江空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域(上の図の区域)を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限(進入表面等)を設けています。対象区域内で物件の設置等を計画される場合は、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます。今後も、航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】 五島振興局 福江空港管理事務所 TEL 0959-72-2400 FAX 0959-72-2400